

事 務 連 絡  
令和3年3月31日

各都道府県 衛生主管部(局) 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省医政局医事課

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種における問診等の予診に関する  
留意事項について

先般、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの予防接種にあたって、適切な予診と円滑な接種に資するよう、当室「予診票の確認のポイント Ver.1.0(令和3年3月26日版)」を作成・周知したところですが、今般、問診等の予診に係る留意事項について改めてご連絡いたします。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き(2.1版)」において既にお示しているように、予防接種の前には、接種実施医療機関等及び接種施設において、問診、検温及び診察を接種前に行い、予防接種を受けることが適当でない者又は予防接種の適否の判断を行う際に注意を要する者に該当するか否かを確認することとされています。

予診を行う際は、接種場所に予防接種を受けることが適当でない状態等の注意事項を掲示し、又は印刷物を配布して、保護者等から予防接種の対象者の健康状態、既往症等の申し出をさせる等の措置をとり、接種を受けることが不適当な者を確実に発見することが必要です。

問診、検温及び診察に際して、予診票確認(記入の補助含む。)については、医師のみならず、看護師や事務職員等も担当することができます。なかでも予診票が正確に記入されていることで、接種不相当者であることの確認が容易となることから、看護師や事務職員等が、医師の問診に先立って、できる限り予診票の確認を行っていただくことにより、効率的かつ効果的な問診となるようお願いいたします。

については、管内の市区町村及び関係団体に周知いただきますようお願いいたします。